〈参考〉障害区分の解説

■肢体不自由1

				障害区分名	解説
		上肢	切断	手部	片側および両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断及び片上腕の切断者
			機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
				片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
			1成 66年 ロ	両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
				両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
切			切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
断		下肢		片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
機	立位			両下腿	両側の下腿の切断者
能	77.17			両大腿	両側の大腿の切断者
障				片下腿および片大腿	片下腿の切断及び片大腿の切断者
害			機能障害	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちーまたは二関節に機能障害がある者
				片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
				両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
				両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
		上下肢	切断	片上肢·片下肢	片上肢の切断及び片下肢の切断者
				多肢切断	三肢以上の切断者
				片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全及び片下肢不完全の者
				片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全及び片下肢完全の者
		体幹		体幹	頚部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者 (脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する)【注1】

[【]注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■肢体不自由2

脊	陸上競技	脳原性麻痺以外で 車椅子使用	第6頚髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者 (肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常)	
			第7頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない)	
			第8頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない)	
			座位バランスなし 座位バランスあり	【注2】	
髄 損			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車椅子使用者 (例:両下肢切断のため車椅子を使用している者)	
傷等	水	脊髄損傷等(脊髄損傷等(脊髄腫瘍等育動腫瘍等等ランパ)対麻痺や四級原体により対麻痺の医分になる。切断のこのに対しているのでは性ながある。のでは、脳性は、では、のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない)	
			第8頚髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の 曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者(把持能力はあるが、指を強く開い たり閉じたりできない)	
			座位バランスなし	【注2】	
			座位バランスあり	座位バランスのある脊髄損傷者等【注3】	
				•	

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく 座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

【注3】(水泳)下肢の切断や欠損等による車椅子使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用すること

■肢体不自由3

	■放体作自由3					
	陸上競技		四肢麻痺で車椅子使用	四肢に著しい可動域制限や麻痺などの障害がある者で 両上肢駆動による車椅子使用者		
			けって移動	・両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車椅子を駆動 させる者		
脳			上下肢で車椅子使用	日常動作において片側の上肢と下肢で車椅子を操作する者		
原						
尿			上肢で車椅子使用	上肢による車椅子使用者【注4】		
性			その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者		
麻痺		立位	上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害の出る上肢協調運動障害があるが、 走ることが可能な者		
$\overline{}$			その他走可能	【注5】		
脳性	水泳		四肢麻痺(車椅子常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺などの障害がある者で 上肢駆動による車椅子使用者		
麻痺			上肢に著しい不随意運動を 伴う走不能	意図的な動作に障害があるなどの上肢の協調運動障害があり、 走ることが不可能な者		
脳			両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺などの障害がある者(車椅子 や杖、松葉杖などを使用していることが多い)		
血管			上肢に軽度の不随意運動を 伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者		
疾			片側障害で片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作ができない者		
患、			その他の片側障害で走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが 不可能な者		
脳外			その他	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害 で走可能な者等、上記区分に該当しない者		
傷	卓球	車椅子	車椅子使用	車椅子を使用して競技をするすべての脳原性麻痺者		
等			杖·松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者		
_			上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者		
			上肢に不随意運動なし	上肢の協調運動障害のない立位者		
			片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺などの障害があるが、 杖や松葉杖等を使用して競技をしない者		
	その他		電動車椅子常用(陸上)	四肢体幹機能障害等により日常的に電動車椅子を使用している者		
			浮具使用(水泳)	重度の四肢体幹障害を持つもの(筋ジストロフィーなど)で、 浮具を使用する者		

【注4】軽度な上肢の麻痺があっても車椅子駆動が可能な場合はこの区分に該当する

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する。

■視覚障害

担党陪宝	視力0から光覚弁まで 視力手動弁から0.03まで 視野5度以内	【注7】
	その他の視覚障害	

【注6】視力は、両眼の和でなく、矯正後の良い方の目の視力で判定する。

ぼうこう又は直腸機能障害

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、 そしゃく機能障害	聴覚障害	区分しない
--------------------------------------	------	-------

■知的障害

知的障害	知的障害	区分しない		

内部障害

■内部障害

■精神障害			
精神障害	精神障害	区分しない	

脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない